

令和4年度 第2回岐阜県地方改善促進審議会 議事要旨

1 日 時 令和4年12月19日（月）10時00分～11時10分

2 場 所 岐阜県議会西棟 第一会議室

3 報告事項

岐阜県人権施策推進指針第四次改定について

＜事務局より第4次改定素案の主な内容について説明＞

4 報告事項に関する質疑、発言要旨

（委員） 今まで、「同和問題（部落差別）」というのが、逆に「部落差別（同和問題）」に変わっていくその背景について、国の方針ということだが、もう一度説明を願う。

（事務局） 先ほども説明したとおり、平成28年に部落差別解消に関する法律ができ、その時に「同和問題」ではなく「部落差別」の解消という名称が使用された。

これまで「同和問題」を主に使っていたが、令和3年度に法務省の重点強調事項でも、初めて「部落差別（同和問題）」という用語になったため、それに倣ったもの。

（委員） 他の自治体、他の県はどんな状況か。

（事務局） 過渡期であり、まちまちとなっている。「部落差別（同和問題）」としているところもあり、今でも「同和問題」としているところもある。恐らく今後、法律に基づく名称に変えていくのではないかと思う。

（委員） 「部落差別」と「同和問題」という言葉の違いは、関係者でないとなかなかよくわからない。もう一度部落差別の問題ということをし、しっかりとらえてということだと思うが、施策を進める上ではどんな考えか。

（事務局） 平成28年に部落差別解消推進法もできたことを踏まえ、施策をそこに向けて取り組んでいくということだと認識している。

（委員） 同和問題という言葉に慣れている年代もいる。部落差別と同和問題とどう違うのかと質問があった場合、どう答えるのか。

（事務局） 部落差別に括弧書きで同和問題と書いてある通り、過渡期になっている。同和問題という言葉をよく知っている方もいれば、最近できた部落差別解消推進法から問題をとらえている方もいる。ケースバイケースで説明をしていきたいと考えており、括弧書きはそういう趣旨と認識している。

（委員） かつて、昭和30年代は、「同和問題」という言葉はほとんど消えていた。むしろ「部落差別」あるいは「部落問題」という言葉があり、「同和」という言葉が復活したのは、同和対策審議会答申から。同和対策事業特別措置法ができ、「部落差別」は運動団体が使ってきた言葉。同和の元は、同胞一和、同じ日本人としての共同体意識をつくっていく、あるいは、同胞融和という言葉から「同和」が、明治の終わりぐらいから使われるようになった。

答申や法律ができる中で同和問題という言葉が定着していった。これがどうして突然部落差別という言葉に変わるのか理解がしにくいことは確かだろうと思う。

国の使う言葉が変わったから、岐阜県も変えるということはわかるが、そのことによって、何を意味しているのかということ、県民の皆さんに理解していただけるような努力はしてもらわないといけない。よくわからないという県民の皆さんの混乱や戸惑いがあるかもしれない。国が変えたから、県も変えるということでは、説得力がない。県として、県民の皆さんにこの問題をどう理解していただくか、主体性を持ってこれから対処して下さるとありがたい。

(事務局) 改めて県が主体的なお答えができるように持ち帰って整理する。

(委員) この問題を解決するために皆で努力するという事は変わらない。解決に向けて、言葉が変わるということ、いいチャンスにしてやったらいい。市民の皆さんが、見ているだけで、かかわらなくていいとなつては困る。

(事務局) 誰かのことだとか、黙っているというのはよくない。理解していただけるよう説明責任を果たしていきたい。

(委員) 指針の第1章に、下線のところ、偏見・差別など、解消に向けて取り組むべき様々な人権問題があると書かれている。人権教育・啓発法に基づいた指針をつくっているわけで、人権教育・啓発法の目的は、社会的身分及び門地がきちとうたつてあるとおり、部落問題である。ここの下線のところに、部落差別のこともきちと入れたほうがいい。

48ページ、部落差別のところ中段に、「こうした取り組みの成果から、正しい理解が進む一方」とあるが、正しい理解が進むまではいってないと思う。インターネットの情報など拡散されている中、ほとんどが誤った情報でインターネットに拡散され、それを信用している人もいる。だから、まだまだ理解が進むまでいってないと思うが、どうか。

(委員) 私自身の定点観測という見方、一つの視点から、事態の変化や進歩、いろんなものをじつと見つめることが大事だという考えで意見を上げると、明らかに変わってきたといえる。変わってきたというのは、部落問題への関心も取り組みも、皆様の努力があり、大きな成果を上げてきたと。行政の役割はものすごく大きい。

問題は、いつ何時思わぬところからぴょこっと顔を出すのがこの差別。噂話、インターネット含めてそういう特徴がある。そのときに、お互い丁寧で、じっくりと語りかけるそういう県民の方が一人でも二人でも増える、そういう努力が我々は必要ではないか。

県内の地区をずっと回ってきて、大きな変化が起こっていることは間違いない。その変化は、高齢化と流出、母子家庭の増加が起こっている。インターネットの書き込みは、一番楽な形でできるから拡散している。

つい先日、小学校の子供たちに話をさせてもらったが、子供たちには、部落差別の問題、同和問題は難しい。中学生でも難しい。この差別の問題は、民族、人種、その他も含めて、非常に複雑な様相を持っている。

私たちはもう少し身近なところから深く感じ、広く考えるような人権感覚の涵養を図り、その中で、何気なく語られる言葉や仕草、インターネット上の書き込みも含めて、お互いに丁寧に、じっくりと語りかける、それは違いますよ、というような県民の皆さんの努力に期待したいと思う。そのための行政のイニシアチブを期待したいし、我々委員の果たすべき役割もあそこにあると思う。

(委員) 委員の話聞き、全くその通りだと感心して聞いた。現状は、高齢化がものすごく早いスピードで進んでいる。この問題を1日も早く解決したい、この先に残したくない、子供のためにも、孫のためにも残していきたくないという思いは、みんな一緒だと思う。

この期に及んでも、まだまだ差別が続いて、偏見として残っていることにとっても悔しい思いをしているという現状がある。

(委員) 指針という形で県民に県の姿勢を明らかにする、非常に重要なスタートだと思う。問題はそのスタートがいかにか実をつけるか。木を植えて成長して、果たして実があるかどうかというのが一番問題。

人権問題は、他人事ではない。自分自身が人権はどういうものなのか、人権の大切さをどのように実現したらいいのか、自分自身の発言や行動が、人権の侵害を誰かに与えていないかどうかを常に反省し、自ら考え直していただく、そして実践いただく。とにかく誰かのことじゃない、自分自身のことだということを私たちは皆さんに訴えかけている。

県が指針に基づいて、県民の方々に対してどのような形で人権の大切さ、重要性等を啓発いただけるかということが非常に重要で、それに対する検証の問題も重要。

人権問題についての大切さを県民の方にお話する機会もあるが、会場に来ていただいている方々ではなく、人権問題については是非とも聞いて欲しい、考えて欲しいという方が、企画をする講演会等にお越しにならない。そのお越しにならない方こそ、私たちはどのような形で人権の大切さを理解いただけるか、具体的な施策を考える必要がある。

県民の一人一人の方が自分の問題として人権問題を考えるために、県がこの指針に基づいて、どのような具体的な施策をするのか、さらに議論いただき、実践いただきたい。

(委員) 商工業に関する分野では、先ほど、委員からお話があったように、少子化と高齢化ということで、事業の継続が大変難しい状況になっており、ここが大きな課題。

しっかりと事業承継ができていくように、また、新しく事業を起こしたいという方があればしっかりと支援していくような施策は、これからもしっかりとっていきたい。

(委員) 人権問題は自分の問題。自分の人間性に関わってくる問題であり、本当に一人一人がそれぞれ人権意識を鍛えていくしかない。

何度か途上国や他の国に行って、いろんな人たち、学校に行けないような子供たちを見ると、どこの国においても、差別意識はすごくある。これは人間がみんな持っているものだから、学ぶことによって、人権意識を鍛えていく。それは日々その意識を持って暮らしていく以外の方法はない。

施策ができ、実行することによって、それを少しでもみんなに伝えていくことによって、また、教育の中でいろんなところで話を聞くことによって、人権意識は育っていく。

教わって知識として持っていて、人権意識にならない。自分が日頃考えていることをちゃんとしないと、自分の中に取り込めない。じっくりゆっくりやっていくより人権意識は育っていかないと思う。

(委員) 個人的なことだが、子供時代、人権問題とか同和問題は本当に知らずに過ごしてきた。中学の時に「橋のない川」を見て初めて部落問題のことに触れることができ、こういうことが日本にあると衝撃的だった。最近「破戒」の映画を見て、改めてまた意識を新たにしたら。

委員の言われるように、そんな差別をする人間ではないと自身は思っているが、いつ何どき自分に降りかかった時にばかっとなるかもしれないということは、本当にあるなとつくづく思った。私自身、考えていくべき問題であると思う。

(委員) 母親の立場から、母親は年をとってもずっと母親であり、家庭教育が一番のもとだと考えている。やはり目の前の人を大切にということから始まっている。人権も、自分の周りの人を大切にしていこうということだと考えている。

個人としては、同和とか部落という言葉自体、全く周りにはない生活をしてきた。

やはり教育、講演会などでお話していただくということは、意識を持って聞くことになり、講演会も広がってきて、差別をなくしようということがだんだん進んできたと思う。そういった機会を増やし、広めていくことが、理解者を増やし、差別をなくしていく方向にもつながると思う。

子供は、この部落問題、同和问题という言葉自体、全然知らない言葉であると思うので、目の前の人を大切にしていこうという意味では、やはり教育として進めていただくこと、人権啓発センターの役目もそうだが、教育していくことが大事だと考えている。

(委員) 各地を回って、自分が体得したのは、身近なところから深く感じ、広く考えることを抜きにしてはいけないということ。

私が、点字ブロックはどここの国でつくられたか子供たちに尋ねると、そのうちに、点字ブロックの発明した国は日本だとちゃんと言う。点字ブロックの種類が二つあると知っている子供は少ないが、まず、点に気づいて、それが何を意味するか、そして、棒が何を意味するか、それにはっと気づく。そういう身近なところから深く感じ、広く考えることを抜きにして、人権を高く舞い上がって語りかけてはいけない。

かつて同和地区、被差別部落と言われたところで何が起きているか、高齢化、人口減少、流出が起きている。ずっと定点観測で見えてきて、今私たちは大きな成果を上げているが、いつ何どき、思わずふっと、何気なくびよこっと出てくる。

かつての同和地区、被差別部落と言われているところの住環境は、周りと見て違っていた。道は、舗装されておらず、お風呂は、まだ共同浴場があった。人々の知恵と努力によって今、道は広くなり、住環境は変わってきた。

そういう大きな変化の中で、理解と認識が深まっていく中で、それは違いますよと、穏やかに、丁寧に、じっくりと語りかける県民の皆さんが、徐々にだけど、増えてきていることは確かなこと。そういう県民が一人でも二人でも出てくることに希望を持って、穏やかに、丁寧に、じっくりと語りかける人々の輪を一緒につくっていきませんか。私は希望の実現に繋がると思う。

(委員) インターネットのことも、今回、柱立てて大事にやっていくということでもありがたい。インターネットの怖さを毎日感じているので、地道に活動をぜひお願いしたい。

5 その他

<事務局より条例の制定状況について説明>